平成２４年（フ）第４５２号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前、前住所東京都三鷹市大沢５丁目２番32号
債務者　沖中　克也
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６７号
川崎市多摩区登戸2503番地　ひさ美コーポ201
債務者　船山　繁夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
愛知県岡崎市舞木町字市場51番地　ペーパームーン203、前住所愛知県岡崎市舞木町字欠ノ上６番地１　ファミールメゾン舞205
債務者　多田羅真生子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月12日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
愛知県田原市田原町十七谷116番地　パルティーレＢ棟101号
債務者　藤原　　渚
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４２９号
奈良県磯城郡田原本町鍵122番地
破産者　安浪石油株式会社
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬304番地７
破産者　有限会社藤栄産業
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１９３号
名古屋市緑区浦里５丁目70番地
破産者　ハラエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８号
愛知県津島市瑞穂町３丁目24番地１　瑞穂町住宅501号
破産者　白石　博之
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
鳥取県倉吉市駄経寺町226番地
破産者　玉川工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４０号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水885番地２
破産者　山内工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３号
北海道伊達市錦町43番地１
破産者　有限会社齊藤工務店
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
北海道室蘭市中央町２丁目８番10号
破産者　株式会社田所器械店
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
岐阜市北鶉４丁目18番地１　ノースクワイル４―102
破産者　淺野　康子
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３７号
岐阜県多治見市生田町１丁目42番地
破産者　株式会社オリオン
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５６号
岐阜県中津川市福岡５番地42
破産者　熊澤　　弘
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１０７号
宮崎県都城市高城町穂満坊44番地２
破産者　有限会社前田建設
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０７号
広島市南区旭１丁目３番18号
破産者　峯崎　昭輝
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係